令和4年度平戸市農業委員会第2回総会議事録

■開催日時:令和4年5月27日(金)9時30分~10時35分

■開催場所:平戸市役所3階大会議室

■農業委員:19人中16人出席 欠席委員:8番、10番、18番

※委員名簿は議事録末に添付 ■推進委員:18人中11人出席

欠席委員:7番、9番、10番、11番、14番、17番、18番

■総会公開非公開の別:公開 ■傍聴人数:0人

■事務局 下川事務局長 大浦事務局次長 浅田参事兼班長 寺田係長 植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名:大浦事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第1号 非農地証明交付願について

報告 第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告 第3号 使用貸借解約通知書について

議案 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第7号 非農地通知申出について

議案 第8号 第2回農用地利用集積計画(案)について

議案 第9号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案 第10号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

議案 第11号 農地利用最適化推進委員の辞任に伴う同意について

日程6 閉会

発言 会議の概要 者名 ■日程1 開会官言 事務局 ただいまから、「令和4年度平戸市農業委員会第2回総会」を開会い 開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。 会長 ■日程2 会長あいさつ 委員の皆様、改めまして、おはようございます。 第2回の総会を開催するにあたり、ご案内を申し上げましたとこ ろ、大変皆様方にはお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとう ございます。 何とか平戸市のコロナ感染者もここ数日1人ということで、減って いっているのかなと思いますけど、まだ、予断は許されませんので、 お互い健康に留意されて農作業に従事していただきたいと思います。 早期米もだいたい作付けが終わり、これから普通期米が栽培に入ろ うかなというときに、中々、雨が降らない状況でございます。 大変、皆様も苦慮していることとお察ししております。 本日は、報告3件、議案6件を提出しておりますので、慎重なるご 審議をお願いして、挨拶にかえさせていただきます。 よろしくお願いします。 ありがとうございました。 事務局 本日は、農業委員8番委員、10番委員、18番委員から欠席の届出が あっております。 平戸市農業委員会総会会議規則第 10 条の規定により出席委員数が 過半数を超えておりますので、総会の成立を報告いたします。 また、推進委員では、7番委員、9番委員、10番委員、11番委員、 14 番委員、17 番委員、18 番委員から欠席する旨の報告があっており ます。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願 いいたします。

■日程3 議事録署名委員及び書記の指名

会長 それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録

署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。

委員一同 「異議なし。」

会長 異議なしと認めます。 それでは、議事録署名委員に 14 番委員、15 番委員、書記に大浦事 務局次長を指名いたします。以上で日程 3 を終わります。

■日程4 会務報告

次に日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。 それでは5月の会務報告をいたします。(5月会務報告を報告) 次に6月の会務予定を申し上げます。(6月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。

会長

それでは、会務報告が終わりましたので、6月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。

6月の総会を6月27日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階大会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議がありませんので、次回の総会日程を6月27日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催いたします。

■日程5 議事

次に、日程5、議事に入ります。

《報告第1号 非農地証明交付願について》

報告第1号について、事務局からの報告を求めます。

事務局

それでは、議案書の2ページ・3ページをご覧ください。

報告第1号、非農地証明交付願につきまして、2件の申し出があっております。

3ページをご覧ください。

整理番号1番、申出人は、記載のとおりです。

証明を受けた土地は、田代町字前田9番1、地目が畑で、地積が268 m²で、現況は宅地になっています。

整理番号2番、申出人は、記載のとおりです。

証明を受けた土地は、草積町字石原田 1094 番と 1095 番、地目が畑で、地積が 353 ㎡と 185 ㎡で、現況は宅地になっています。

(整理番号1番、2番について、スライドにより圃場の位置等について説明。)

以上で報告を終わります。

会長

ありがとうございます。ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

3番委員

(3番委員挙手。)

3番委員。

3番委員

税金は、宅地として課税しているでしょうから、税務課として元々 農地であることを把握しているんでしょうから違和感はないのか。

事務局

固定資産税につきましては、現況課税となっており、登記簿が農地となっていても現況が宅地であれば宅地として課税しています。

届け出をしないで転用を行った場合は、違反転用の取り扱いとなり違反転用届を届けてからしか地目は変えられない。

2ページの平戸市農業委員会非農地証明事務取扱要領に記載して おります証明基準に該当したものについて、非農地証明を行うことが できるものです。

申出があった2件につきましては、すでに50年以上経過していることから、農地法施行前から宅地になっていることが、ご近所の方からも確認できたので、非農地証明をすることが出来たものです。

3番委員

そうじゃなくて、税務課は、登記簿上は畑でありながら、現況を宅地として課税しているのだから、税務課の方から農業委員会に情報提供はないのかという質問です。

事務局

実際、昔から課税している分については、情報提供はないが、毎年、 税務課が調査を行って新たに相違が判明した分については、農地を宅 地として課税してよいかなどと相談がありますので連携はしている。

3番委員

できればそういう連携を取って欲しいですね。

会長

3番委員、よろしいでしょうか。

3番委員

はい。

会長

他に質問等ありませんか。

委員一同

(質疑なし。)

会長

それでは、意見が無いようですので、報告第1号を終わります。

《報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について》

次に、報告第2号について、事務局からの報告を求めます。

事務局

議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第9号の規定による転用届につきまして、ご説明します。1件の申し出があっております。

5ページをご覧ください。

整理番号1番、届出人は記載のとおりです。

届出農地は、田平町下亀免字辻 761 番 2、地目は畑、地積は 199 ㎡です。農業用施設用地で倉庫 144 ㎡、通路等 55 ㎡の計 199 ㎡です。

農地としては、圃場整備と灌漑が入っておりますので、第1種農地となります。

この案件につきましては、第1回の総会において農業振興地域の軽 微な変更で報告させていただいた案件です。(整理番号1について、ス ライドにより圃場の位置等について説明。)

以上で報告を終わります。

会長

ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見が ある方は、挙手をして発言してください。

委員一同

(意見なし。)

会長

それでは、意見が無いようですので、報告第2号を終わります。

《報告第3号 使用貸借解約通知書について》

次に、報告第3号について、事務局からの報告を求めます。

事務局

それでは、報告第3号、使用貸借解約通知書について、報告いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

整理番号1番、貸人借人は記載のとおりです。

貸借農地、田平町田代免字長田 165 番 4、現況地目は田、面積 633 ㎡、他 1 筆、計 1,654 ㎡、契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は、今、基盤法で貸し借りしている分を中間管理に変えてかつ管理人が変わるということなので、そういったものの解約となります。

報告第3号の報告は以上です。

会長

ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見が ある方は、挙手をして発言してください。

委員一同

(意見なし。)

会長

それでは、意見が無いようですので、報告第3号を終わります。

《議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について》

次に、議案第6号についての議題に入ります。

この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」の規定に基づき、13番委員の退席を求めます。

13 番委員

(13 番委員退席。)

それでは、同議案について、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局

議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

9ページについて、ご説明いたします。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、

1件の申請があっております。

整理番号1番、申請人は記載のとおりです。

申請農地は、田平町荻田免字沖ノ間 1158 番 2、地目は田、地積は 1,104 ㎡です。

譲受人の耕作面積は 61,570 ㎡ですので、下限面積はクリアしています。

事由は、農業経営規模拡大のためで、所有権移転の贈与になります。 (整理番号1について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。

会長

ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより 質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

3 番委員

(3番委員挙手。)

会長

3番委員。

3番委員

13 ページの議案第8号の分と何が違って別々に申請しなければならないのか説明をお願います。

事務局

登記簿を確認したところ、1158番2につきましては、抵当権が設定されていましたので、農地法第3条の規定による許可申請とさせていただいております。

3番委員

分かりました。

会長

他に質疑はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第6号について、原案のとおり決定いたします。

それでは、13番委員の入場を認めます。

13 番委員

(13 番委員入場。)

《議案第7号 非農地通知申出について》

会長

次に、議案第7号についての議題に入ります。

この案件につきましても、総会会議規則第19条「議員参与の制限」 の規定に基づき、16番委員の退席を求めます。

16 番委員

(16番委員退席。)

会長

それでは、同議案について、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局

議案書 10ページ、11ページをご覧ください。

11ページにつきまして、説明いたします。

議案第7号、非農地通知申出について、1件の申し出があっております。

整理番号1番、申出人は記載のとおりです。

申出を受けた土地は、大野町字俵石 317番5、地目は田、地積は 122 m^2 で、現況は山林となっております。(整理番号1について、スライドにより圃場の位置等について説明。)

以上で説明を終わります。

会長

事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

7番委員

議案7号、整理番号1番の補足説明を行ないます。

令和4年5月16日、午後1時30分頃から、北部地区農業委員、推 進委員、申出人、事務局で現地確認を行ないました。

現況の写真のとおり、既に山林化しておりまして、話では 50 年以上前から、このような状態だったそうでございますので、ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。

会長

ありがとうございます。ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

委員一同

(質疑なし。)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なし。)

会長

異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。それでは、16番委員の入場を認めます。

16 番委員

(16 番委員入場。)

《議案第8号 第2回農用地利用集積計画(案)について》

次に、議案第8号についての議題に入ります。

この議案も議事参与の制限に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分から提案・説明を求めます。

議案中、整理番号3番を除いた分について、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局

議案第8号、第2回農用地利用集積計画(案)について、議案の説明は12ページになります。

整理番号3番を除いた分について説明いたします。

13ページをご覧ください。

項目1号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による 賃貸借権の設定になります。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては、記載のとおりです。

利用権を設定する土地は、山中町字狸山904番、現況地目は田、面積640㎡、設定する利用権につきましては、記載のとおりです。

整理番号2番につきましては、ご一読をお願いしたします。

小計、新規2件、筆数2筆、面積2,426㎡となります。

整理番号3番を除いた案件の説明につきましては以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいま、事務局からの提案・説明が 終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手 をお願いいたします。

委員一同

(質疑なし)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第8号中、整理番号3番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なし。)

会長

異議なしと認め、議案第8号中、整理番号3番を除いた分について、 原案のとおり決定いたします。

次に、同議案中、整理番号3番を議題とします。

この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」の規定に基づき、13番委員の退席を求めます。

13 番委員

(13 番委員退席。)

会長

それでは、同議案中、整理番号3番について、事務局からの提案・ 説明を求めます。

議案第8号、議案書13ページ、整理番号3番について、説明いた します。

13ページ下段、項目2号、利用権設定各筆明細は農業経営基盤強化促進法による所有権移転の設定になります。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては、記載のとおりです。

利用権を設定する土地は、田平町荻田免字沖ノ間 1158 番 1、現況地目は田、面積 630 ㎡、設定する利用権につきましては、記載のとおりです。合計、新規 1 件、筆数 1 筆、面積は、630 ㎡となります。

なお、当該農地は、議案第6号整理番号1番でご裁可いただいた田平町荻田免字沖ノ間1,185番2と同一区画内にあり、今回、所有権移転の合意が確認されたもので、基盤強化促進法による所有権移転を実施するものです。

今後は農業委員会の方で所有権移転登記の手続きを主導するものです。

現地は先ほど説明があったように、国営田平土地改良区内の水利、進入路、周辺環境等耕作性に優れた優良農地であります。

また、農業振興地域内の農用地であります。

整理番号3番の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

委員一同

(質疑なし。)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

同議案中、整理番号3番について、原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

委員一同

(異議なし。)

会長

異議なしと認め、同議案中、整理番号3番について、原案のとおり 決定いたします。

それでは、13番委員の入場を認めます。

13 番委員

(13 番委員入場。)

《議案9号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

会長

次に、議案第9号について、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局

議案書 14ページ、15ページをご覧ください。

議案第9号、第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見につい

て、当該案件につきましては、中間管理事業を通して、公社から受け手の人に耕作をしてよいかということを確認していただくような 議案になります。

議案書15ページについて、説明します。

項目1号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による賃貸 借権の設定になります。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては記載のとおりです。

利用権を設定する土地は、田平町一関免字杉谷 237 番 1、現況地目は田、地積は 1,414 ㎡で、設定する利用権は記載のとおりです。

整理番号2番及び3番につきましては、ご一読をお願います。

合計、再設定3件、筆数が5筆、面積が8,179㎡となります。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。

項目2号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用賃借権の設定になります。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者及び利用権の設定をする者につきましては記載のとおりです。

利用権を設定する土地は、田平町一関免字戸津高 413 番、現況地目は田、面積は 1,787 ㎡、外 14 筆で計 19,068 ㎡、設定する利用権は記載のとおりです。

整理番号5番につきましては、ご一読をお願います。

合計、再設定2件、筆数が33筆、面積が30,296 m²となります。 配分計画(案)の説明につきましては、以上です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

委員一同

(質疑なし。)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なし。)

会長

異議なしと認め、議案第9号について、原案のとおり決定します。

《議案第 10 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について》

次に、議案第 10 号について、事務局からの提案・説明をお願いします。

議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、説明いたします。(令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についての資料に基づき説明。)

以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございました。ただいま、事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をお願いします。

3 番委員

(3番委員举手。)

会長

はい、3番委員。

3番委員

中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業の集落協定の総会において、コロナ前には行政の担当者には参加していただいていた。コロナの影響で参加できないとのことでしたが、現状は、どのようになっているか。

事務局

農業振興課に確認を取り、次回総会にて報告したい。

会長

よろしいでしょうか。

3番委員

はい。

会長

他に質疑はありませんか。

委員一同

(質疑なし。)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第 10 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なし。)

会長

異議なしと認め、議案第 10 号について、原案のとおり決定します。 事務局に置かれましては、6 月 30 日までに、平戸市ホームページに 掲載するなど公表を必ず行ってください。

《議案第 11 号 農地利用最適化推進委員の辞任に伴う同意について》

次に、議案第 11 号について、事務局からの提案・説明をお願いします。

議案書の19ページ、20ページをご覧ください。

20ページについて、説明します。

辞任届出人は、記載のとおりです。

担当地区は、大島地区、事由は記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

会長

ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより 質疑を行います。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員一同

(質疑なし。)

会長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第11号について、原案のとおり、同意することに、ご異議ありませんか。

委員一同

(異議なし。)

会長

異議なしと認め、議案第 11 号について、原案のとおり辞任を同意 いたします。

事務局におかれましては、後任となる委員を選任する事務を進めて ください。

■日程6 閉会

以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、令和4年度平戸市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

閉会時刻:10時35分

議長

議事録署名人

14 番委員 印

15 番委員 印

■農業委員名簿

地区	議席番号		氏	名	
北部	16	岡	村	勝	彦
	6	前	原	正	行
	10	寺	田	俊	雄
	7	神	田	孝	夫
	18	桝	屋	可	恵
中部	14	本	Щ	勝	茂
	2	前	Щ	-	夫
	8	濵	﨑	保	久
南部	12	青	﨑	日出	男
	9	山	下	忠	平
	17	末	永	定	之
生月	11	谷	本	雅	嗣
	19	Ш	村	政	幸
	15	蜜	Щ	隆	満
田平	3	松	本	_	郎
	1	Л	尻	修	治
	13	大	Щ	荒	助
大島	4	藤	沢	和	正
	5	松	Щ	浩	幸